

向けた新たな一步を踏み出さなければならぬい。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

**第一章 総則（目的）**

この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

**第二条（定義）**

この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の惠沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

**第三条（基本原則）**

生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に

影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

**第七条（国民及び民間の団体の責務）**

国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に關し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期間のかつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生息系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

**第八条（施設の有機的な連携への配慮）**

政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を講じるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施設相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

**第九条（施設の有機的な連携への配慮）**

政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施設を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第十条（年次報告等）**

政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する講じた施設に関する報告を提出しなければならない。

**第十二条（生物多様性戦略）**

政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施設を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第五条（地方公共団体の責務）**

地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の方策に準じた施設及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（事業者の責務）

**第六条（事業者の責務）**

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行なうこと等によることで、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

（国民及び民間の団体の責務）

国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に關し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期間のかつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生息系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

**第十三条（法制度上の措置等）**

（法制度上の措置等）

政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を実施するため必要な法律上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標	三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する、政府が総合的かつ計画的に講べき施策
四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
一 生物多様性地域戦略の対象とする区域	一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標	二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講べき施策	三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

四 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家战略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。	四 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家战略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
五 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家战略を公表しなければならない。	五 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家战略を公表しなければならない。
六 前三項の規定は、生物多様性国家战略の変更について準用する。	六 前三項の規定は、生物多様性国家战略の変更について準用する。
七 生物多様性国家战略と他の計画との関係	七 生物多様性国家战略と他の計画との関係

八 第十二条 生物多様性国家战略は、環境基本法第十五条规定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。	八 第十二条 生物多様性国家战略は、環境基本法第十五条规定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。
九 第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家战略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家战略を基本とするものとする。	九 第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家战略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家战略を基本とするものとする。
十 第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。	十 第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。
十一 第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。	十一 第十五条 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがあること、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。
十二 第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。	十二 第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

十三 第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにからみ、地域の自然的・社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少を防ぐための必要な措置を講ずるものとする。	十三 第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにからみ、地域の自然的・社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少を防ぐための必要な措置を講ずるものとする。
十四 第十八条 国は、生物資源の有用性にからみ、農林水産業、工業その他分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。	十四 第十八条 国は、生物資源の有用性にからみ、農林水産業、工業その他分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
十五 第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコソーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。	十五 第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコソーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
十六 第二十条 国は、国民が生物の多様性に配慮した消費生活の重要な役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要な役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。	十六 第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとのとの理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。
十七 第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	十七 第二十一条 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
十八 第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	十八 第二十二条 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
十九 第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興	十九 第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興
二十 第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。	二十 第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。
二十一 第二十五条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。	二十一 第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立つており、一度損なわった生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の

実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすあることのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

**第二十六条** 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることから、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

**第二十七条** 地方公共団体は、前節に定める国の方策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

**第二条** 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。